

⇩ 基準期間中に開業した場合

Q : 当社は、平成15年12月10日に設立した3月決算法人です。設立年度の課税売上高は、980万円でした。今期(平成17年4月1日から平成18年3月31日)は消費税の課税事業者になりますか？

A : 今期は、課税事業者となります。

【解説】

消費税がかかるかどうかは、法人の場合、その事業年度の前々事業年度(基準期間といいます)の課税売上高で判定しますが、その前々事業年度が法人の設立の日の属する事業年度である場合など、1年に満たないときは、その事業年度の課税売上高を1年分に換算して、判定することとされています。

つまり、設立年度の課税売上高をその事業年度の月数で除し、これに12を乗じた金額で判定し、この金額が1,000万円を超えると消費税の課税事業者になるわけです。

お尋ねの場合ですと、次のようになり、消費税の課税事業者となります。

- ・ 基準期間の課税売上高 980万円
- ・ 基準期間の月数 4ヶ月
(月数は暦に従って計算し、1ヶ月に満たない端数は1ヶ月として計算します)
- ・ 判定
 $980万円 \times 12 / 4 = 2,940万円 \geq 1,000万円$
∴ 課税事業者

なお、個人事業者の課税期間は、その年の前々年となっていますので、年の途中で開業した場合であっても法人のように1年分に換算する必要はありません。

